

これまでの審査会合における 指摘事項への回答について

平成27年11月20日
九州電力株式会社

【指摘事項3】 低圧の時間帯別料金の昼夜間格差について

- 時間帯別接続送電サービスの電力量料金は、標準接続送電サービスの電力量料金に送配電設備全体の利用状況の格差（昼夜間格差率）を反映して設定しております。
- 電力供給に使用する送配電設備の範囲の違い等により、低圧の標準接続送電サービスの電力量料金は高圧以上に比べて高いことから、昼夜間の単価差も大きくなっています。

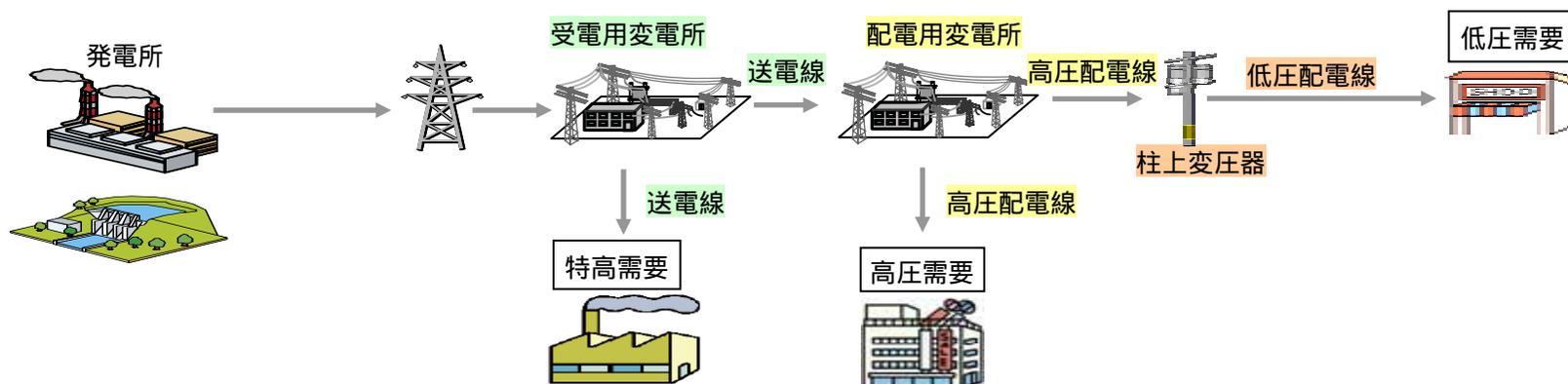
< 電圧別の電力量料金 >

(円/kWh、税抜)

		標準	時間帯別		
			昼間	夜間	昼夜間差
低圧	電灯	6.81	7.69	5.64	2.05
	動力	5.42	6.11	4.51	1.60
高圧		2.42	2.69	2.06	0.63
特別高圧		1.33	1.45	1.17	0.28

- 昼夜間の料金格差については、低圧固有の費用である低圧配電費の低圧託送料金原価に占める割合が比較的小さいことや簡明性の観点から、特別高圧・高圧と同様に送配電設備全体の昼夜間格差率を用いて時間帯別メニューの料金を設定することは妥当と考えます。

<供給設備のイメージ>



	送電費・受電用変電費 (特高・高圧・低圧の供給で使用)	配電用変電費・ 高圧配電費 (高圧・低圧の供給で使用)	低圧配電費 (低圧の供給で使用)	その他 (需要家費等)
低圧託送料金 原価に占める比率	22% (1.83円/kWh)	27% (2.26円/kWh)	17% (1.43円/kWh)	34% (2.84円/kWh)

アンシラリーサービス費、離島供給費、離島電灯・電力料等を含みます。